

地方公共団体職員の皆様へ

『国土交通省職員の派遣制度』のご案内

所有者の 探索

お困りではないですか？



土地所有者等の探索に関する専門的な知識を習得していただくために

国土交通省職員を派遣できます

国土交通省職員の派遣制度とは



制度の概要

- 土地所有者等の探索に関する具体的な方法、進め方など、専門的な知識を習得する必要がある場合に活用いただける制度です。
- 事業推進に必要な知識を、短期間で習得できるよう支援します。
- ご相談内容に基づき、経験豊富な国土交通省職員を選定し、派遣します。

活用いただける事業の種類

- 地域福利増進事業※
- 収用適格事業
- 都市計画事業

※所有者不明土地を利用して地域住民等の福祉や利便の増進のための施設を整備することができる制度です。

派遣期間等

- 派遣期間 …………… 1日～数日間
- 派遣場所 …………… 地方公共団体の庁舎等
- 派遣職員 …………… ご相談内容に適した国土交通省職員

職員派遣の他、地方整備局において、電話や資料送付等によって相談などの支援を受けることも可能です。

講義やOJTを通じて
実践的かつ具体的に
お伝えします。



『国土交通省職員の派遣制度』が生まれた背景



人口減少・高齢化の進展に伴う土地利用ニーズの低下や、地方から都市等への人口移動を背景とした土地の所有意識の希薄化等により所有者不明土地が全国に増加しており、所有者等の探索が困難な例が増えつつあります。

一方で、地方公共団体においては、所有者の探索をはじめとする用地取得事務に関する専門的な知識を有する職員の不足が課題となっています。



上記の背景を踏まえ、法律に設けられました

所有者不明土地(※1)の公共的目的のための円滑な利用を可能とするため、所有者不明土地問題に直面する地方公共団体への支援措置の一つとして、「所有者不明土地法(※2)」に設けられました。

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法49号)

(職員の派遣の要請)第41条 地方公共団体の長は、地域福利増進事業等の実施の準備のためその職員に土地所有者等の探索に関する専門的な知識を習得させる必要があるときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に対し、国土交通省の職員の派遣を要請することができる。

(※1) 所有者不明土地とは、不動産登記簿等の公簿情報等により、調査してもなお所有者が判明しない、又は判明しても連絡がつかない土地をいいます。

(※2) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法49号)をいいます。

大切な事業を推進していくために、 本制度をぜひ活用ください



どんな時に派遣してくれるの？



活用事例1

通学路に歩道を設置するため、土地を買収したいけど、登記名義人が亡くなっていて、相続人が分からない....。



土地所有者等の探索に必要な戸籍謄本や住民票の取得方法及び探索の手順など、法定相続人を特定する方法について助言します。



活用事例2

保育園の建て替えのため、隣の空き地に仮園舎を建てたいけど、土地の所有者と連絡がとれなくて困っている。



地域福利増進事業による土地の使用権を取得するために必要な、土地所有者の探索のノウハウをご提供します。



要請の流れ

制度の活用には、地方公共団体の長からの要請が必要です。

1 事前相談

派遣を要請する前に相談窓口にご連絡ください。

- ・習得する必要がある知識など
- ・派遣期間
- ・派遣時期についてなど



2 派遣要請

地方公共団体の長から地方整備局長※あてに
「職員派遣要請書(様式1)」を提出します。

※北海道内は、北海道開発局長
沖縄県内は、内閣府沖縄総合事務局長

必要な情報

1. 事業の種類及び内容
2. 派遣を要請する理由
3. その他職員の派遣について必要な事項



様式1は、下記より入手してください。(国土交通省HP)
<http://www.mlit.go.jp/common/001281628.pdf>



3 派遣通知

要請を受けた地方整備局長は適任と認める職員を選任し、
地方公共団体の長にお知らせします。



4 職員派遣

決定した日時に国土交通省職員を派遣します。



アフターフォローもしっかり行います

派遣業務終了後ヒアリングを行い、その後発生した問題についても相談対応します。

ご注意ください

- 地方公共団体の用地取得事務全般について支援することを目的としたものではありません。
- 派遣される職員の旅費等は、地方公共団体の負担となります。
- 大規模災害への対応等、派遣が困難な特別な事情が生じた場合には、要請があっても派遣できない場合があります。



相談窓口

国土交通省職員の派遣要請、所有者不明土地法の事務や用地業務に
関してのご相談は、下記までご連絡ください。

北海道

北海道開発局 開発監理部 用地課
(北海道土地政策推進連携協議会)

TEL. 011-709-2311(代表)

FAX. 011-709-2319

近畿

近畿地方整備局 用地部 用地企画課
(近畿地方土地政策推進連携協議会)

TEL. 06-6942-1141(代表)

FAX. 06-6947-7240

東北

東北地方整備局 用地部 用地企画課
(東北地区土地政策推進連携協議会)

TEL. 022-225-2171(代表)

FAX. 022-213-7472

中国

中国地方整備局 用地部 用地企画課
(中国地区土地政策推進連携協議会)

TEL. 082-511-6447

FAX. 082-227-2759

関東

関東地方整備局 用地部 用地企画課
(関東地区土地政策推進連携協議会)

TEL. 048-600-1358

FAX. 048-600-1398

四国

四国地方整備局 用地部 用地企画課
(四国地区土地政策推進連携協議会)

TEL. 087-811-8339

FAX. 087-811-8439

北陸

北陸地方整備局 用地部 用地企画課
(北陸地区土地政策推進連携協議会)

TEL. 025-280-8880(代表)

FAX. 025-280-8723

九州

九州地方整備局 用地部 用地企画課
(九州地区土地政策推進連携協議会)

TEL. 092-476-3541

FAX. 092-476-3489

中部

中部地方整備局 用地部 用地企画課
(中部地区土地政策推進連携協議会)

TEL. 052-953-8105

FAX. 052-953-9103

沖縄

内閣府沖縄総合事務局 開発建設部 用地課
(沖縄土地政策推進連携協議会)

TEL. 098-866-1902

FAX. 098-861-9926

●詳しくは、以下の国土交通省ホームページをご覧ください。

所有者不明土地問題に関する最近の取組について

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk2_000099.html

●参考資料のご案内(国土交通省HP)

土地所有者等の探索に関する方法については、下記の手引き等もご活用ください。



1 『権利者探索の手引き』

発行者：国土交通省 土地・建設産業局 総務課公共用地室(令和2年3月)

2 『所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン ～所有者不明土地探索・利活用ガイドライン～(第3版)』

発行者：所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会(令和元年12月)